

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

鳥取県告示第二百四十八号

次の土地は、天神川改修工事に伴い河川敷地に編入した。

昭和三十七年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 目次

- ◇告示 天神川改修工事にもなう買収用地の河川敷地編入
- ◇監査公告 農政課等の定期監査の結果公表

所在地	地番	地目	積	国有財産取得年月日	備考
東伯郡関金町大字松河原字地田谷口	一、五六六の四	原野	、〇〇三	昭和三十二年	十月三十一日
"	一、五六六の五	"	、一〇七		
"	一、五六七の二	"	、〇〇九		
"	一、五七四の二	"	、〇〇五		
"	一、三八七の四	田	、一二三		
字桑垣	一、三八七の五	"	、〇一三		
"	一、三七九の一	"	、〇〇八		
"	一、五六八	原野	、〇二八		
字地田谷口	一、五六九	"	、六〇二		





字宮ノ前	八九五の二	〇〇五	十月二十三日
〃	八七五	〇〇二	〃
〃	八八二の四	一〇六	八月四日
〃	八九〇の五	〇〇七	〃
〃	八八一の五	〇二二	〃
〃	八八四の三	〇二五	九月三十日
〃	八九四の三	〇一〇	〃
〃	八七七の六	〇〇九	〃
〃	九〇八の二	〇〇五	〃
〃	八七七の八	〇一二	〃
〃	八七八の三	〇〇一	〃
〃	八七九の四	〇二八	〃
字青木	一、四三一の五	〇一五	八月四日
〃	一、四三〇の三	〇二八	〃
字宮ノ前	八九二の三	〇一三	〃
〃	八七七の四	〇〇二	〃
字青木	一、四三三の二	〇〇二	〃
字宮ノ前	八七八の五	〇一〇	〃

字青木	一、四三二の三	〇二七	〃
字宮ノ前	八九五の三	〇〇八	〃
〃	八一五の二	二〇四	〃
字本村前	八二二の二	四一三	〃
〃	八二三	〇〇三	〃
〃	八二四	〇〇一	〃
〃	八二七	三〇五	〃
〃	八四八の二	九〇〇	〃
字宮ノ前	八四四の二	二一七	〃
〃	八四五	七〇五	〃
〃	八三七の二	四一〇	〃
字本村前	八六五	九一七	〃
字宮ノ前	八一六の三	八一五	〃
〃	八二〇の三	〇一〇	〃
〃	八三九	〇一八	〃
〃	八二六	一一〇	〃
〃	八三六	〇二七	〃
字宮ノ前	八四一の二	七一一	〃
〃	〃	六二〇	〃



〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 字橋詰 字下河原

六〇六の三 六一九の三 六〇一の七 六〇一の六 六〇〇の五 六〇〇の四 六〇八の二 六一二の七 六一二の六 六一一の三 六一三の三 四六一の三 四六二の二 四六二の一 四六二の八 四六二の七 四六一の七 四六一の五

〃 原野 〃 〃 〃 田 原野 田 原野 畑 〃 〃 〃 〃 〃 〃 田

〇〇三 〇〇八 〇〇一 〇〇二 〇〇二 〇〇九 〇〇四 〇〇九 〇〇一 〇〇三 〇〇四 〇〇七 〇一〇 〇〇三 〇一六 〇〇八 〇二二 〇二二 〇一五

三月 一日

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 字橋詰 字下河原 字向田 字下河原前

六〇七の一 六〇六の七 六〇六の六 六〇六の二 六〇四の二 六〇四の四 六一九の二 四六五の二 四六四の二 六〇一の八 六〇一の五 六〇〇の三 六〇〇の二 六一二の四 六一二の五 五三一の二 四八八の二 八三〇の三

〃 原野 田 〃 〃 原野 〃 〃 〃 〃 〃 田 原野 原野 草生地 原野 〃

〇〇一 〇〇四 〇二二 一〇七 〇一四 〇一四 〇〇四 〇〇四 〇一七 〇一七 〇〇七 〇一七 〇一〇 〇二〇 〇〇六 〇〇六 〇一三 〇一九 〇二六

三十五年 二月二十五日









〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃  
字八幡河原  
字北上河原  
字高見分

一、三九一の二 田  
一、四〇八の二 山林  
一、四〇九の二 原野  
一、四一一の二  
一、四一二  
一、四一三の二  
一、四一五  
一、四一六  
一、四一七  
一、四二七の二  
一、四二八の二  
一、四二九の二 畑  
一、四三〇の三 原野  
一、四四一の一  
一、四四二  
一、五〇六の二  
一、五一六の二  
一、五二八

、八二二  
、二二一  
、一二九  
、四二九  
、〇一〇  
、四〇九  
、二〇一  
、五〇三  
、八二一  
、〇一〇  
、二〇三  
、二〇〇  
、一一六  
、〇二一  
、一二四  
、〇〇七  
、一〇七  
、四二八

七月二十六日

八月二十四日

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

鴨河内字向河原  
耳字西下河原  
耳字北下河原  
鴨河内字北上河原  
耳字西下河原  
字高見分  
字上向河原  
〃  
字北上河原  
〃  
〃  
字向河原  
字高見分  
〃  
〃

一、四三八の五  
一、四三八の六  
一、四三八の七  
一、三九二  
一、三四七の二 畑  
一、三四六の二 田  
一、三四四の二 原野  
一、四二五の三 畑  
一、四二五の一  
二、三七七の一 田  
一、三九三の二 畑  
三、八の三 田  
一、四五七  
一、四五八の二  
六  
三、二の二  
一、三二七 原野

、〇一六  
、〇一二  
、〇一二  
、二一七  
、〇一五  
一、六〇六  
、二一六  
、三〇四  
、〇〇八  
一、〇二六  
、二一一  
、〇〇四  
、〇二六  
、五一八  
一、一〇三  
、四一九  
、六二七

内畦畔

内畦畔

耳字北下河原	一、四六五の二	内畦畔	一〇八
鴨河内字上向河原	二、三八七の二	内畦畔	二二六
鴨河内字上向河原	二、三八八の二	内畦畔	四〇七
鴨河内字上向河原	二、三八九の二	内畦畔	一一二
鴨河内字上向河原	二、三九〇の二	内畦畔	一一四
鴨河内字上向河原	二、三九一の二	内畦畔	一〇八
鴨河内字上向河原	二、三九二の二	内畦畔	二二七
鴨河内字上向河原	二、三九三の二	内畦畔	〇一五
耳字北下河原	五	内畦畔	〇一五
鴨河内字八幡河原	一、五〇四	原野	一〇三
鴨河内字八幡河原	一、五〇五の四	原野	一〇三
鴨河内字八幡河原	一、五〇七の二	原野	一〇八
鴨河内字八幡河原	一、五〇八の四	原野	五二七
鴨河内字八幡河原	一、三五七の二	原野	二二七
鴨河内字八幡河原	一、五二九の二	原野	四一七
鴨河内字八幡河原	一、五三〇	原野	三二二

耳字北下河原	七の三	田	六二六
字西下河原	三〇の一	田	八一二
鴨河内字八幡河原	三三	田	二〇七
鴨河内字八幡河原	一、五四六の二	原野	四一八
鴨河内字八幡河原	一、一三五の二	田	一〇二
鴨河内字八幡河原	一、三七九の二	畑	〇一八
鴨河内字八幡河原	一、四〇三の二	田	〇二四
鴨河内字八幡河原	一、四〇三の三	田	〇二四
鴨河内字八幡河原	一、四〇四	原野	〇一五
鴨河内字八幡河原	一、四〇六の二	田	〇一一
鴨河内字八幡河原	一、四〇七	田	三〇四
鴨河内字八幡河原	一、四二一の二	原野	〇一〇
鴨河内字八幡河原	一、四二二の一	畑	六一六
鴨河内字八幡河原	一、四二二の三	堤塘敷地	〇二五
鴨河内字八幡河原	一、四二六の一	田	〇二四
鴨河内字八幡河原	一、四二八の一	田	〇二〇













監査公告

鳥取県監査公告第七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条の規定に基づき、昭和三十五年度にかかる左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十七年五月十二日

鳥取県監査委員 松本利治  
同 荻原治郎  
同 堀江実蔵  
同 秋久勲

大字松河原字下河原	四六九の三	〇二九	三十五年十一月十一日
大字大鳥居字上河原	四七八の三	〇一九	
大字今西字下向河原	四七九の三	〇〇六	
大字今西字下向河原	五一八の二	〇一〇	三十六年二月一日
大字今西字下向河原	一三の五	一一五	三十五年八月十一日

監査箇所

農業改良課	同	昭和三十六年十月十六日
農業課	同	十七日
蚕糸課	同	十九日
水産課	同	三十日
農地開拓課	同	三十一日
農工課	同	十一月二日
地下資源開発局	同	
畜産課	同	十月十八日
林務課	同	十月二十日
耕地課	同	十一月二日
東京事務所	同	十月二十四日

記

執行年月日

鴨河内字上向河原	三五の三	一〇九	
字東上河原	二、三八七の三	〇〇一	
字東上河原	二、三九三の三	〇〇一	
字東上河原	二、四一一の三	〇〇六	三十五年九月七日
字東上河原	二、四一二の三	〇〇七	
字東上河原	二、四一〇の三	〇〇六	
字東上河原	二、三九六の五	〇〇二	
字東上河原	二、三九六の六	〇一四	
字東上河原	二、三九七の三	〇〇三	
字東上河原	二、三九八の三	〇〇七	
字東上河原	二、三九九の三	〇〇三	
字東上河原	二、四〇三の三	〇〇七	
字東上河原	二、四〇四の三	〇〇六	
字東上河原	二、四〇五の三	〇〇四	
字東上河原	二、四〇六の三	〇〇六	
字東上河原	四五二の三	〇一三	十一月十一日
字東上河原	四四五の二	〇一九	
字東上河原	四〇二の三	〇一一	三十六年二月一日

農政課

昭和三十六年十月十六日 監査

監査委員 松本利治  
同 萩原治郎  
同 堀江実蔵  
同 秋久 勲

一 農業協同組合の振興対策について次の点留意検討されたい。

1 農業協同組合の経営基盤の強化は農業近代化を推進するため重要な課題であつて、これが指導組織体制として、現在、農協係長のほか指導、検査主任三名及び主事六名を配置して検査、指導並びに合併促進等を担当している。

本年度合併奨励金九一五、〇〇〇円を計上して六ヶノスの合併を計画、推進していたが、実現に至らなかつたので、さらに合併の促進に努力されたい。  
なお、多年の懸案である経済団体の統合についても一層の努力が望まれる。

2 本年度純県費で農業協同組合中央会に九〇〇、〇〇〇円の補助金を交付しているが、これは農業協同組合の合併促進のほか、不振組合整備、営農指導及び農協青婦人部連絡協議会費に対するものである。このうち、組織整備指導費(合併)として、四〇〇、〇〇〇円の補助金が含まれているが、合併の状況は前述のとおりである。これらの補助事業の効果確認と活動促進に留意されたい。

二 農業改良資金の需要は年々増え、事務量も増加しているが、管理体制は依然として担当職員が一名である。前年度の監査でも指摘したとおり、事務体制の確立を図つて資金管理の万全を期する必要がある。

また、本年度技術導入資金八、九六〇、四一〇円を貸付しているが、これは借入申込額に対し六三%、計画額に対して七四%で、資金需要の面からみると、枠の拡大が要請される。

三 農業の後進性を打破することを目標に「鳥取県農業の現代と問題点」を調査取纏めて、本県農業振興対策の基本方針を樹立するための資料としていたが、地域

性に即応した振興対策を樹立して農業近代化の推進を図られたい。

四 農林水産業災害対策事業は、本年度国庫補助対象(事業主体は農協、生産組合等)事業として十三施設の災害復旧事業を実施していたが、このうち二施設は国の中間検査の結果、補助対象外になつていた。県の指導検査が充分であつたとは認め難い。

また、農山漁村建設総合対策事業のうち、建築工事に対する指導、監督及び検定業務につき充分とはいえないものがあるので、これら建設事業の円滑化を図るため、技術職員の配置、たとえば建築課技術吏員の業務発令、または、民間技術者への委嘱等につき検討善処の要がある。

農業改良課

昭和三十六年十月十七日 監査

監査委員 松本利治  
同 萩原治郎  
同 堀江実蔵  
同 秋久 勲

一 農業改良普及事業の活動状況は、一三〇名の普及員を県下二一普及所に配置して、現地普及業務に当たっているが、農業技術の向上と農業構造改善にともなつて特化が強く要請されるので、全普及員の特化を図るための研修関係経費の増額等、これが対策に努力されたい。

二 普及所の運営費は依然として少額で一普及所当り年間一一万円程度にしか過ぎず日常の運営経費にも事欠いており、勢いこれら経費の不足額は地元普及事業協議会の援助をうけている実情である。また、普及活動を容易にするための機動力の整備、及び活動経費の増額措置についても一段の配意が必要であると認める。

三 特産物振興対策事業は、特産を菜、果樹、葉たばこ等の生産指導、出荷体制の強化等を実施しているが、本年度の予算措置は特産を、菜八〇千円、葉たばこ一八五千円果樹二〇〇千円山間地特産物五〇千円、青果物産地調査九六千円等で本県特産物の振興を図るためには極めて少額であると考えられる。

特に果樹については全国的に増反が進んでおるので、これに対処するための施策の充実、機構の整備強化はもとより、予算的措置についても、さらに検討配意の要がある。

四 病害虫防除所の監査で述べたとおり、病害虫防除のため防除器具一五九台を有しているが、使用不能等のものが多い。これらはすみやかに処分すべきである。  
五 試験研究機関については、その都度監査で述べたとおりであるが、一般的に研究職員の充実強化、施設の整備、予算措置等留意改善を要するものがみうけられるので、考究善処が望まれる。

六 産米改良協会に対する補助金一〇〇、〇〇〇円の交付事務処理には適當でないものがあつたので、今後注意されたい。

蚕糸課 昭和三十六年十月十九日監査

監査委員	松本利治
同	萩原治郎
同	堀江実藏

同 秋 久 勲

一 桑園能率増進事業として、昭和三十年より国庫補助を受け、栽桑試験を実施したが、当年度は補助金が打切りとなつたため、展示はよつて普及に努めていた。これが末端普及の徹底につき一層の努力を望む。

二 産繭処理の調整指導については配意されてきているが、一部業者には繭調整要綱の実施に不満の声もあつたようで、本年度は暫定措置で解決していた。根本的に検討して相互納得のいく調整に一段の考慮が必要である。

三 県下六蚕業指導所に配置されている蚕業技術普及員は五七名で、各部養蚕農業協同組合連合会職員を県が蚕業技術普及員として有給(うち二名は無給)で発令して普及業務に当らせているが、担当区域に著しく差異が認められる。普及員の適正配置、引いては普及員の二重人格的身分の在り方について再検討を加へて善処されたい。また、他産業の指導方法とも関連して、従来の養蚕家個別指導より脱却して集団指導の方向へ

進むべきであると認める。

なお、現地機関の運営費の増額、機動力の整備については、配意の要がある。

四 試験検定機関については、その都度監査で指摘したとおり、留意改善を要するものがあるので、関係当局の検討、善処が望まれる。

水産課 昭和三十六年十月三十日監査

監査委員	松本利治
同	萩原治郎
同	堀江実藏

一 水産団体育成指導費は前年の監査でも指摘したとおり、人件費を除き二二二、〇六四円で、漁業及び加工協同組合に対する常例検査費及び不振組合整備強化費(国庫補助二分の一)にはほとんど支出され、運営全般に亘る指導費は僅か県費三八、〇六四円である。育成指導の強化につき考慮が必要である。

また、本年度漁業協同組合の合併を二ケース計画し推進していたが、実現に至らなかつた。さらに促進して

組織の整備に努められたい。

二 水産振興事業として八項目にわたる振興施策が実施されているが、次の点についてはさらに検討考慮されたい。

(1) 経営の合理化を図り、計画的操業を促進するため、漁閉期を利用する県外出漁奨励金として、燃料費の二分の一を県費補助していたが、出漁希望者が少なく効果があがつていなかった。

(2) 漁業改良普及事業として二名の漁業改良普及員、一名の漁村生活改良普及員が設置されているが、他産業に比し少人数であると認められる。特に本県西部地区を担当する職員の設置が必要であると思料される。

(3) 漁業公社に対する出資金当年度分は二、〇〇〇、〇〇〇円で、三十五年度末公社資本金一三、〇〇〇、〇〇〇円のうち、県出資金総額は三、二五〇、〇〇〇円となつた。公社の赤字額を漸減しているもの、三十五年度末でなお、七七一万余円を有しているう

え、所有の老朽船舶等の整備費の増加が予想されるので、これらの資金のあつ旋等今後強力に更生指導を図る必要を認める。

三 水産資源保護対策費として、八四、三五五円を執行している。

これは工場の廃液又は農薬等が魚族に及ぼす影響を調査したものであるが、調査結果を早急に取纏めてこれが対策を樹立し、経費の効率化を図りたい。

四 漁港修築事業は本年度八五、〇〇〇千円をもつて網代港境港の施設整備をしていたが、さらに事業の推進について努力されたい。

また国庫補助金の交付決定が遅延しているので国に対し早期決定を要請して事業の促進を図ることが望まれる。

五 境港魚揚施設使用料の未收金収納につき努められたい。

六 水産試験場費については、場の監査で述べたところであるが、さらに次の点に留意されたい。

すなわち近時沿岸漁業の不振から沖合漁場への進出開拓は本県漁業の重要課題であるにもかかわらず、試験船だいせん号の試験日数は、三十六年度(三十七年一月末現在)一〇〇日にしか過ぎず、この種の試験船の年間平均操業日数二二〇―二四〇日に比し遙かに低率である。この原因は現在乗組員が五名しかなく、従つて当直の交代制がとれず、一航海当りの試験日数が少いたためと考えられる。乗組員を増員し試験船を有効に活用することについて検討されたい。

農地開拓課 昭和三十六年十月三十一日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

同 堀 江 実 蔵

同 秋 久 勲

一 予算額二五二、〇〇〇円をもつて二〇〇町歩の農地交換分合を計画したが、年度内に実施に至らなかつた。農地の集団化による農家生産の向上を図るため、関係機関と連絡をし、密にして事業の推進を図ることが望

まれる。

二 自作農創設維持資金の貸付状況は七二四件、一〇九、四五〇、〇〇〇円で、資金需要は増こうしているので、さらに資金枠の拡大につき努力されたい。

三 自作農創設特別会計事務取扱費として市町村に五〇〇、〇〇〇円を交付しているが、算定基準が少額であるので、国に対して増額方を要請されたい。

四 前年の監査で指摘した農地法の規定に基き、取得、買戻、売渡等された土地の登記促進については努力されているとは認めるが、なお相当筆数の困難なケースが残っているもので、さらに、職員の配置、予算措置等を講じて、早期に整理されたい。

五 開拓農業協同組合の振興五ヶ年計画は、本年度四次を迎へて相当成果をあげている組合もみうけられるが、全般的には七〇%の進捗率に過ぎず、最終年度に達成困難と思はれる。

振興計画の検討を行い、資金の導入と指導の強化に努められたい。

六 開拓地営農資金の当年度貸付は、延四二組合、金額一四、七三三、〇〇〇円で、当年度末累計貸付現在額は一八八、九八九、六〇一円に達しているが、このうち三三、六五九、〇〇〇円の要償還金がある。

これが債権確保のため、当年度より施行された「開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法」により、債権確認、条件変更の手続を行つていたが、要償還金の計画償還につき一層の努力が必要である。

七 開墾建設事業のうち、雨滝地区の開拓計画一二〇町歩は国の財政事情により不執行としている。

事業費の確保に努めて開拓計画の推進に努力されたい。

商 工 課 昭和三十六年十一月二日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

同 堀 江 実 蔵

同 秋 久 勲

一 県中小企業団体中央会に指導費補助金として一、二

四四、〇〇〇円を交付しているが、中央会に加入している組合数は約二八％に過ぎない。県産業の進展上、組合の団結統制と積極的活動が特に必要と思われるので、この線に沿って中央会をして活動せしめ、補助金の効率化を図るよう指導強化に配慮されたい。

二 県内商品の販路拡張については、各種物産展、博覧会等を開催又は参加し、県外進出に努めていたが、特に三十五年七月大阪において開催の家具類の見本市は相当の好評と成果を得て県内業者の生産意欲の向上に効果があつたと認める。

これらの催しの開催に当つては、さらに創意工夫して、本県産業の県外市場の開拓、販路の拡張に資するとともに受注体制の強化に努められたい。

三 商店街診断は本年度の方針に従い、集団診断に重点をおき、あわせて商店経営に関するゼミナールを実施していたが、さらに、個別診断、郡部の商店診断にも努められたい。

四 県信用保証協会に対し本年度四、〇〇〇、〇〇〇円を出えん、して県の出えん、累計額は九〇、〇〇〇、〇〇〇円に達したが、反面、市町村金融機関等の出えん、はあまり伸びていないので、これが増額指導に努力されたい。

五 中小企業者の設備充実を図るため、設備近代化資金一五、〇〇〇、〇〇〇円を商工組合中央金庫鳥取支店に貸し付け、中金が同額を加え、計三〇、〇〇〇、〇〇〇円を原資として重要産業の設備近代化に貸付けていたが、資金枠の関係上一五五、三四六、〇〇〇円の融資申込に対し七四、四七一、〇〇〇円の貸付しかできなかつた。資金需要は増え、この傾向にあるので、融資枠の拡大と貸付後の指導に努められたい。

また、特別会計の中小企業振興資金助成事業による当年度貸付予算額は前年度予算繰越額四、八〇〇、〇〇〇円を含めて二一、二三一、〇〇〇円である。これに対し貸付額は一六件に対し二〇、〇七〇、〇〇〇円で、その設備総額は四六、二六一、〇〇〇円である。

貸付金未償還に伴い、一、一六一、〇〇〇円の執行減があつたので、これが収納確保に一層努力するとともに資金枠の拡大に努められたい。

六 大阪事務所費、貿易事務所費、工業試験場費、物産館費についてはそれぞれの監査報告で述べたとおりである。

地下資源開発局

昭和三十六年十一月二日監査

監査委員	松	本	利	治
同	萩	原	治	郎
同	堀	江	実	蔵
同	秋	久	勲	

一 地下資源開発事業として、山王鉱山(マンガン鉱)、関金鉱山(タングステン、モリブデン鉱)大倉山周辺(鉛、亜鉛)、田の河内、(陶石)の調査診断、水源の合理的利用を図るため、鳥取市周辺の千代川水系の工業用水の調査を実施していた。また、県下地質の調査を三十八年度に完了する計画で前年度に引き続き地質図幅調査事業等五項目にわたつて調査を実施して

いたが、資料の活用と、さらに地質図幅調査事業の推進に努められたい。

なお、調査の効率化を図るため、機動力の整備について検討考慮されたい。

二 ウラン探鉱の進展に伴い粗製錬所の建設が具体化されること予想されるので、粗製錬廃さいの利用、鉱害等の問題を検討して県内誘致について考慮することが望まれる。

畜産課

昭和三十六年十月十八日監査

監査委員	松	本	利	治
同	萩	原	治	郎
同	堀	江	実	蔵

一 和牛振興事業として、本年度、種牡牛四頭を導入して優良牛の確保に努めたほか、種畜検査、し畜生産検査を実施していた。和牛の県内保畜状況は

年度 生産

三一	二四、五四四頭	一六、九三〇頭
三二	二三、三九六	一五、七七六
三三	二三、三三四	一六、三七三
三四	二二、九三一	一六、八四七
三五	二〇、六五六	一五、四九六

県内保畜 県内保畜割合

七、六四四頭	三一・一%
七、六二〇	三二・六
六、九六一	二九・八
六、〇八四	二六・五
五、一六〇	二五・〇

中小家畜の振興に努められたい。

で、飼育頭数は減少の傾向にある。これが原因としては急激なる農業の機械化、乳牛の導入等が考えられるが、伝統ある因伯牛の衰退は大きな問題であり、食肉牛需要増この際優良牛の県内保畜確保と更にこれが改良に努力するとともに農業構造の一大転換期にあたり、和牛そのものあり方については慎重に検討されたい。

二 近年急激に増加する中小家畜の振興対策として中小家畜試験場の設置計画等、配意されていたが、他面畜産団体及び農業協同組合等、民間の本部門の機構組織は極めて弱体なものがみうけられるので、県はこれら機関の組織、機構の整備強化策について指導し、本県

三 中小農畜産振興対策事業として本年度豚一、〇〇〇頭(八農協)及び和牛一〇〇頭(三農協)を導入してこれが購入費に対して二割の補助金を交付していたが、補助基準単価(豚一頭三、〇〇〇円、和牛一頭二五、〇〇〇円で全額国庫補助)が低いため事業の推進に困難性が認められる。県は国に対して基準単価の引上げを要請して事業の促進に努力されたい。

四 家畜の自給飼料対策として、農家の委託により、県有トラクターで牧野の改良事業を実施しているが、その開墾面積は

年次 開墾面積

三一	七六、一ヘクタール
三二	八四、八
三三	六九、五
三四	四一、一
三五	三六、四

で毎年減少の傾向にある。これには種々原因もあると思はれるが、草地改良事業の重要性に鑑み、事業計画の樹立とこれが推進上の問題点例えば前年の監査でも指摘したとおり、本事業の本庁と種畜場間の運営上の問題その他牧野の交換分合機械操作人容の強化等諸問題解消に一層の工夫努力が望まれる。

なお、草地改良委託料中四七二、七九一円が出納閉鎖までに未収となつていた。これらは開墾着手前に収納すべきであつた。

五 畜牛増殖奨励事業(特別会計)は本年度和牛七頭、乳牛四頭を導入して肥育比較試験を行つていた。本会計は本年度をもつて廃止し、剰余金は一般会計に

繰入れしていた。

六 畜産振興の叫ばれる折柄、畜産課の酪農係は監査日現在実質上一名(他の一名は鳥取地方農林振興局本務畜産課兼務、一名は病氣入院)という一例が示すように本庁及び出先機関を通じて畜産技術者の不足が著しい。当局は技術者の増員、確保に努力されたい。

七 現地機関については、監査の都度述べたとおりであるが、留意改善を要するものが少くないので、検討善処されたい。

林 務 課 昭和三十六年十月二十日監査

監査委員	松 本 利 治
同	荻 原 治 郎
同	堀 江 実 蔵
同	秋 久 勲

一 県有林のぶ育管理状況は

区 分	面 積	金 額
補 植	二一五、四〇町	一、〇二三、三八三円
改 植	六八、四四	一、九九三、八五九

下刈 一、一二三、一七 八、二七一、一八二  
 枝打 四五、四八 六七〇、四五二  
 除伐 八六、四〇 四六九、六八七  
 つる切 三一、一〇 九一、四七五  
 その他 五九六、五〇八  
 計 一三、一一六、五四六  
 で、管理費は前年度より増加しているが、下刈、つる切等の励行を図りこれが維持管理に努められたい。

二 長期造林計画に基づき本年度の造林面積は県行造林及び補助造林をあわせて四、五〇〇町の計画に対し四五〇二、八三町を実施していたが、現地機関の監査で述べた諸点についても検討の上さらに造林事業の推進に努力されたい。

三 特殊緊急治山事業は三十四年度より四ヶ年計画(総事業費二八二、三〇〇千円)で引続き実施しているが、本年度末における進捗率は全体計画に対し三八・四%である。

さらに事業費の確保に努めて事業の促進を図られたい。

四 林道開発事業として本年度事業費四〇、五六千円をもつて一ヶ所九、八八六米を開設しているが、本県の既設林道密度は全国平均より相当下廻っている現状である。奥地未利用資源開発と森林の合理的経営のため、事業の推進に格段の努力が望まれる。

五 林業普及事業については前回は指摘しているが、林業改良指導員の普及指導以外の業務が増加の傾向にあるので、現地における本来の活動を容易ならしめるよう検討配慮の要がある。

六 木炭の生産状況は、原木の入手難、製炭従事者の転業等に基因して年々減少し、本年度の生産検査数量は計画(一、七〇〇千俵)に対して七六%である。これに伴って検査員の縮減(三十四年度五九名、三十五年度三八名)等によつて検査経費の節減を図っているが、なお、生産検査手数料収入七、五六〇、〇六三円に対し、検査経費一二、二一五、七〇三円を要し、差引四、六五五、六四〇円の純県費の補充を必要としている現状である。反面、検査員の活動範囲は拡大し、検査業務

の円滑が期し難い状況にあるので、今後の運営についてはオートバイ等の機動力を配置するなど善処するとともに、現行の検査制度そのものにつき検討を加えられたい。

なお、競合燃料の進出に対処するため、さらに生産、加工、包装、出荷等の指導の強化に努められたい。

七 森林組合の育成強化については努力が払われているが、次の点についてはさらに、配意されたい。

(1) 施設森林組合(五六組合)に対する常例検査は、検査費一七〇、〇〇〇円(国補二分の一)をもつて五一組合を実施していたが、検査後の指導はさらに、徹底を図り組合の育成強化に努められたい。

(2) 組合の組織整備のため合併三ヶ年計画を樹立してこれが達成に努力していたが、本年度は実現の域に達していないので、合併の推進に一層努力されたい。

(3) 組合振興対策費二五七、〇〇〇円(国補二分の一)で、長期駐在指導組合(六ヶ月)三組合と、特別指導組合七組合を対象に濃密指導を行なっているが、

この経費の大部分は駐在指導員の人件費であり、特別指導対象組合に対する指導、その他の組合組織整備強化に要する経費は不充分と認められるので予算措置に検討を加えて積極的な活動を望む。

八 旧山林事務所、林業試験場等現地機関については監査の際述べたとおりであるが、留意改善を要するものがみうけられるので検討善処されたい。

耕地課 昭和三十六年十一月二日監査  
 監査委員 松 本 利 治  
 同 荻 原 治 郎

一 耕地災害復旧事業の進捗状況は、本年度末において過年度災害復旧事業六六・四%、現年度発生災害復旧事業二五%の進捗率を示している。

とくに被害が激甚の伊勢湾台風による三十四年災害復旧事業は六五・三%を完了し、概ね計画どおり執行されているが、さらに復旧事業費の確保に努めて残事業の早期復旧に一段と努力されたい。

二 本年度における県営事業の進捗状況は

総事業費

三十五年度迄の事業費

進捗率

北条用排水改良事業

一八三、五七八千円

七六、二一九千円

四一・五%

大沢排水改良事業

一三三、一〇八

六一、七〇九

四六・四

橋津川排水改良事業

一二八、九二六

二九、九二八

二三・二

小鴨川用排水改良事業

六五、一二〇

四、六〇〇

七・一

北条畑地かんがい事業(基本)

二三九、〇六七

一五九、九七一

六六・九

で、進捗率は低調である。さらに国に対し事業費の配分を要請して早期完成に格別の努力を望む。

なお、事業の完成又は出来上りのかんがい施設については早期に団体移譲を図りたい。また、事業費に対する地元負担金の早期調定につき努力されたい。

三 非補助融資制度による土地改良事業については、融資枠の拡大に努めるとともに、事業団体の事業計画工事の執行及び事務処理の指導についてはさらに徹底を期されたい。

四 現地機関については監査の際述べたとおりであるが、留意改善を要するものがみうけられるので、検討善処されたい。

東京事務所

昭和三十六年十月二十四日監査

監査委員 松本利治

同 萩原治郎

同 堀江実藏

同 秋久勲

一 組織機構等について

本機関は監査日現在、所長以下一七名(うち二名併任)で、県と中央各官庁及び諸機関との連絡調整、県政に關連のある情報及び資料の収集調査、県物産のあつ旋展示及び附設の寮舎の経営管理に努めていたが、本県の財政事情及び後進性打開のため、中央への依存度が高くこのため、中央官庁との接渉連絡等事務量は逐年

増加している現状である。特に昭和三十五年度より、所内の機構を行政連絡部(都道府県会館内)と物産あつ旋(鉄道会館内)の二本建とし、さなきだに少い職員を二分した結果、両部門とも無理が生じていると認められる。職員の実態について配意の要がある。

二 物産あつ旋部門について

(1) 本部門の専任職員は、吏員一名、補助職員一名、計二名に過ぎず、他に行政連絡部門から三名が兼務しているが、行政連絡に重点を置かざるを得ない關係上、本部門の業務は、県産品の少いことと相まじり消極的となつていく実情にある。

本県産物の関東地方入荷高(昭和三十五年)

区分	数量	金額	備考
農産物	四、〇三七、四七五班	二一六、六九五千円	二十世紀梨
林産物	九五、〇〇〇石	五七五、九一二	
木炭	二二六、九〇〇俵	四五〇、八〇〇	
木炭	三、五五〇、七五三班	一一五、一一二	
水産物		一六二、四七三	鮮魚、冷凍魚、淡水魚、塩干加工品

(2) 二十世紀梨、そ、菜の出荷計画に対する勧告、市場取引立会と市場分析、木炭、木材の市況調査、觀光の紹介及び宣伝等が行われていたが、実質的にあつ旋を行ったのは商工関係物産のみである。

本県産物の関東地方入荷状況は次表のとおりで二十世紀梨が飛躍しているが、その他は前年と比較してあまり伸長がみられない。当地方は我が国最大の消費地であるので物産あつ旋部担当職員の充実に積極的やり方によつては県産物の販路拡張の余地は大いにあるものと思われるので検討されたい。

畜産物	一、八九四屯	三六、六九八	肉豚
商工物資	八二件	五、三六〇	国内貿易
合計	九九七、一三八	三五一件	一、三〇五二千元 四、三〇八千元

(イ) 県二十世紀梨入荷状況

区分	年別	単位	年						備考
			三	二	三	三	三	四	
数量		箱	一〇八、一九一	一九三、一一二	二二九、四三三	二六九、一六五	三七二、三九九		
売上額		千円	九三、〇八四	一五二、七五二	一七七、七四〇	二一六、六九五	二九五、三八二		
と十二年を比べた伸長率		%	一〇〇	一七八	二〇二	二四九	三四四		

(ロ) 県木炭の生産並びに京浜地区入荷状況

(単位屯)

月	区分	年						備考
		三	十	五	年	三	十	
一	六	一〇、二五五	二、一八〇	二一、二六	一〇、三二八	二、一二五	二〇、五八	
七	一	九、〇五五	一、四〇九	一五、五六				
計	二	一九、三一〇	三、五八九	一五、五九				

(ハ) 商工物産

(単位千円)

年次	国内	内貿	易	物産展即売	出品協会扱	合計	備考
三三	二、五五五	二七、七二八		八〇〇	一、一八四	三三、二六七	
三四	一、二三三	一〇、二三二		六三〇	六〇〇	一三、六九五	
三五	一、〇五二	四、三〇八		二七〇	四二四	六、〇五四	
三六	九三	二四九		六七	二二六	六三五	六ヶ月分

(3) 物産展示室の改装等による効率的活用については、前回も指摘したとおりであるが、今なお旧態依然として本県の展示室のみが取り残されている。物産あつ旋部門の強化と年間を通じての季節的県産物の計画的即売乃至観光宣伝とあつ、旋等早急にこれが施設の効率化を図りたい。

三 寮舎の運営について

(1) 三河台寮舎の運営状況は、昭和三十五年度宿泊延人員四、四二二人で前年度と大差はない。宿泊申込人員は六、五一八人、宿泊率は六七・八%で宿泊計画にそごを来たしていることが認められる。

ので、効率的運用につき主管当局は検討考慮の要がある。又宿泊料の収納のため分任出納員配置につき検討されたい。

四 東京学生寮について

(2) 寮舎建物は老朽化し、かつ構造上多人数の宿泊は不適である。早期に新(改)築されるべきである。本施設は監査対象外であるが、調査意見は教育委員会高校教育課監査報告で述べたとおりである。